



小規模企業向け 製品開発・販路拡大支援事業

令和4年度

補助金 申請者募集

公募期間

6/3 金 ▶ 7/11 月

事業概要

実用化・事業化の可能性が高い新製品・新技術開発に加え、開発前の試験・調査や、開発後の販路拡大に係るセールスプロモーション経費も補助対象です。

補助上限 **200** 万円(対象経費の2/3)

補助対象
事業



機械・金属



環境・エネルギー



健康福祉・医療



IT

の「ものづくり」



令和4年度

2次募集概要



① 補助対象事業

「機械・金属」「環境・エネルギー」「健康福祉・医療」「IT」の“ものづくり”に関する以下の何れかの取組を行う事業。

※食品製造における商品開発は対象外

- 開発の前段階の取組(試験、試作、調査等)
- 新製品・新技術開発の取組
- 開発の後段階の取組(販路開拓・拡大)

事前相談(要予約)を受け付けておりますので申請を検討される方は、必ずお電話にてご予約ください。

② 補助対象者

さっぽろ連携中枢都市圏に本社を有する小規模企業で、直近2か年連続で、本事業の交付を受けていないこと。

【小規模企業とは】

業者	常時使用する従業員
(1)製造業、建設業、運輸業、その他の業種((2)を除く)	20人以下
(2)卸売業、サービス業、小売業	5人以下

【さっぽろ連携中枢都市圏を構成する市町村とは】
札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町をいう。

③ 補助額及び補助率

- 補助率 補助対象経費の2/3
- 補助額 上限200万円/件

④ 補助対象経費

- 人件費 ■ 旅費 ■ 原材料・消耗品費
- 通信・運搬費 ■ 機器リース料 ■ 機器購入費
- 施設及び設備等賃借料
- 外注費(調査・分析・加工など) ■ 出展費
- その他

※補助対象となる人件費の上限額は、補助対象経費の総額の2分の1又は150万円のいずれか低い方とする。 ※補助対象となる機器購入費の上限額は、補助対象経費の総額の3分の2又は200万円のいずれか低い方とする。

⑤ 審査基準

- 事業計画の実現可能性
- 製品・技術の市場ニーズ
- 製品・技術の優位性
- 全体計画及び取組内容の妥当性
- 法規等遵守

〈加点対象〉

- ◇ 市民生活への寄与度
- ◇ ゼロカーボンに資する取組、製品・技術開発案件
- ◇ 街のバリアフリー化に資する製品開発案件
- ◇ 介護関連機器の開発案件

⑥ スケジュール

6月3日(金)	公募開始
7月11日(月)	公募締切(16:00必着)
7月中旬	書面審査会
7月下旬	面接審査会
8月上旬	補助事業者決定
2月28日(火)	補助事業完了

⑦ 公募

【申請書類】
詳細については、ホームページより募集案内をご覧ください。

【提出先】
下記事務局まで、郵送もしくは持参にて提出ください。
※Eメールでの申請書類の受付および書類確認等は一切行っておりません。

お問合せ・お申し込み先

「小規模企業向け製品開発・販路拡大支援事業補助金」事務局

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1 TEL:011-820-2062

(一財) さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部 企画推進課

<https://sec.or.jp/hanro-kakudai/subsidy/small-business/>

※募集案内及び申請様式は、上記ホームページからダウンロードしてください。

